

初妊牛の購入に

1頭最大 20万円 10頭まで！ 補助

令和2年度から令和6年度まで

地域の農業生産力を維持・向上させるため、搾乳牛の増頭による生乳生産量の拡大に取り組むこととし、令和2年度から令和6年度まで期間を延長し初妊牛の購入補助を行います。
また、国費事業等との併用が可能となるよう要綱を一部改正しました。

- ☆ 対象牛 家畜市場でセリ売りされる初妊牛（市場での購入価格が税別で40万円以上のもの）
- ☆ 補助対象者 JA幌延町の組合員で、町内に住所及び飼養管理施設があり、酪農業を営む個人及び農地所有適格法人。
- ☆ 補助条件
 - ①認定農業者であること。
 - ②初妊牛を購入後5年間、営農を継続すること。
 - ③購入の初妊牛を4年以上飼養すること。
 - ④後継牛確保のため、購入の初妊牛にホルスタイン種を交配させること。
 - ⑤経産牛を増頭させること。
 - ⑥購入の初妊牛を家畜共済に付すこと。
- ☆ 補助金の額 初妊牛1頭につき購入価格から40万円を控除した額で、20万円を上限に補助。
※1経営体あたり10頭を上限とする。（平成28年度からの合計）

事業の流れ

